

岐阜県感染症対策基本条例（案）

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 推進体制（第九条―第十一条）

第三章 感染症対策等（第十二条―第十四条）

第四章 雑則（第十五条・第十六条）

附則

我々人類は、古くから幾多の感染症との闘いを経験してきた。近年においても、重症急性呼吸器症候群（SARS）や鳥インフルエンザ（H5N1）が流行している。こうした感染症の世界的な流行は、社会生活のグローバル化に伴い、避けることが非常に困難なものとなりつつある。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月に県内で初めて陽性患者が確認された。治療薬もワクチンもなく、感染しても症状がないケースがあることから、極めて速いスピードで感染が拡大し、クラスターと呼ばれる集団感染も発生した。加えて、この感染症は、その感染性の高さから、医療提供体制を危機にさらすだけでなく、学校や事業の休止、外出の自粛などを余儀なくさせ、我々の生活に大きな影響を及ぼし、その脅威をまざまざと見せつけている。

こうした状況の下、本県では、市町村をはじめ、医療、経済、教育など広範囲にわたる関係者ととともに「オール岐阜」の体制により、スピード感を持って徹底した対策を講じ、県民及び事業者の理解と協力を得て、クラスターの早期終息など一定の成果を上げてきた。

今こそ、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や新たな感染症の発生に備えるため、本県におけるこれまでの取組を踏まえ、感染症対策の基本的な考え方や推進体制に関する枠組みを明確にしておくことが必要である。

このような考えに立って、本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県における感染症対策の基本理念を定め、県の責務並びに医療機関、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、感染症対策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安全と安心を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等、法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症その他知事が指定する感染症をいう。

2 この条例において「感染症対策」とは、県が実施する感染症に関する対策をいう。

(基本理念)

第三条 感染症対策は、感染症が人や地域を選ばず、県民一人ひとりの生命及び健康を脅かすものであり、早期の制御が不可欠であることに鑑み、迅速かつ的確に、徹底して行われなければならない。

2 感染症対策は、感染症が医療のみならず経済、教育等に幅広く影響を与えることに鑑み、行政機関、医療機関、事業者、県民等が一体となった「オール岐阜」の体制の下、相互の理解と協力により行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、感染症対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、感染症対策の実施に当たっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 県は、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組むものとする。

（市町村との連携等）

第五条 県は、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県と協力するものとする。

（医療機関の役割）

第六条 医療機関は、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 医療機関は、当該医療機関における感染症の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、その事業の実施に関し、自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第八条 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払うとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制

（岐阜県感染症対策本部）

第九条 知事は、感染症対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるとき（法第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときを含む。）は、岐阜県感染症対策本部（以下この条及び次条において「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の長は、対策本部長とし、知事をもって充てる。

3 対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副知事

- 二 教育長
 - 三 警察本部長
 - 四 前三号に掲げる者のほか、知事が県の職員のうちから任命する者
- 4 対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、知事が指名する。
 - 5 対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村長、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させることができる。
 - 6 対策本部は、第十二条第一項及び第十三条に規定する施策に係る方針を決定する。
 - 7 知事は、対策本部を設置する必要がなくなつたと認めるときは、これを廃止する。
 - 8 前各項に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(岐阜県感染症対策協議会)

- 第十条 知事は、対策本部を設置したときは、感染症対策の具体的な施策の実施に当たり必要な協議を行うため、岐阜県感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。
- 2 協議会は、市町村長、医療団体、経済団体、教育機関等の代表者その他知事が必要と認める者をもって構成する。
 - 3 知事は、前条第七項の規定により対策本部が廃止されたときは、協議会を廃止するものとする。

(岐阜県感染症対策専門家会議)

- 第十一条 知事は、感染症対策の実施及びその状況の検証に当たり、専門的な知見に基づく意見を聴くため、岐阜県感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。
- 2 専門家会議は、感染症、救急医療、防災、経済等に関し識見を有する者その他知事が必要と認める者をもって構成する。

第三章 感染症対策等

(感染症対策)

- 第十二条 県は、感染症対策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 感染症の予防等に関する普及啓発
 - 二 感染症に関する情報の提供
 - 三 県民及び事業者からの相談に応ずる体制の確保
 - 四 検査体制の整備
 - 五 病床の確保その他の医療提供体制の整備
 - 六 医療資材の確保
 - 七 前各号に掲げるもののほか、感染症対策として必要な施策
- 2 県は、前項に規定する施策の実施状況について、適宜、検証を行うものとする。

(県民及び事業者に対する支援)

第十三条 県は、県民及び事業者に対し、物資の安定供給、雇用の維持、事業活動の継続等その生活及び事業を守るために必要な施策を実施するものとする。

(差別的取扱い等の禁止)

第十四条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷^{ひぼう}をしてはならない。

第四章 雑則

(法との関係)

第十五条 第九条第一項に規定する対策本部は、法第十五条第一項に規定する政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されている間は、法第二十二条第一項の都道府県対策本部（以下「法定都道府県対策本部」という。）とする。この場合において、政府対策本部が廃止されたときは、当該廃止された日に、法定都道府県対策本部を廃止したものとする。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第二十二条第一項の規定により設置されている都道府県対策本部は、第九条第一項の規定により設置した岐阜県感染症対策本部とみなす。

(岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例の廃止)

- 3 岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成二十五年岐阜県条例第十一号）は、廃止する。